

1 若年層の自殺をめぐる状況

(1) 若年層の自殺者をめぐる長期的な推移

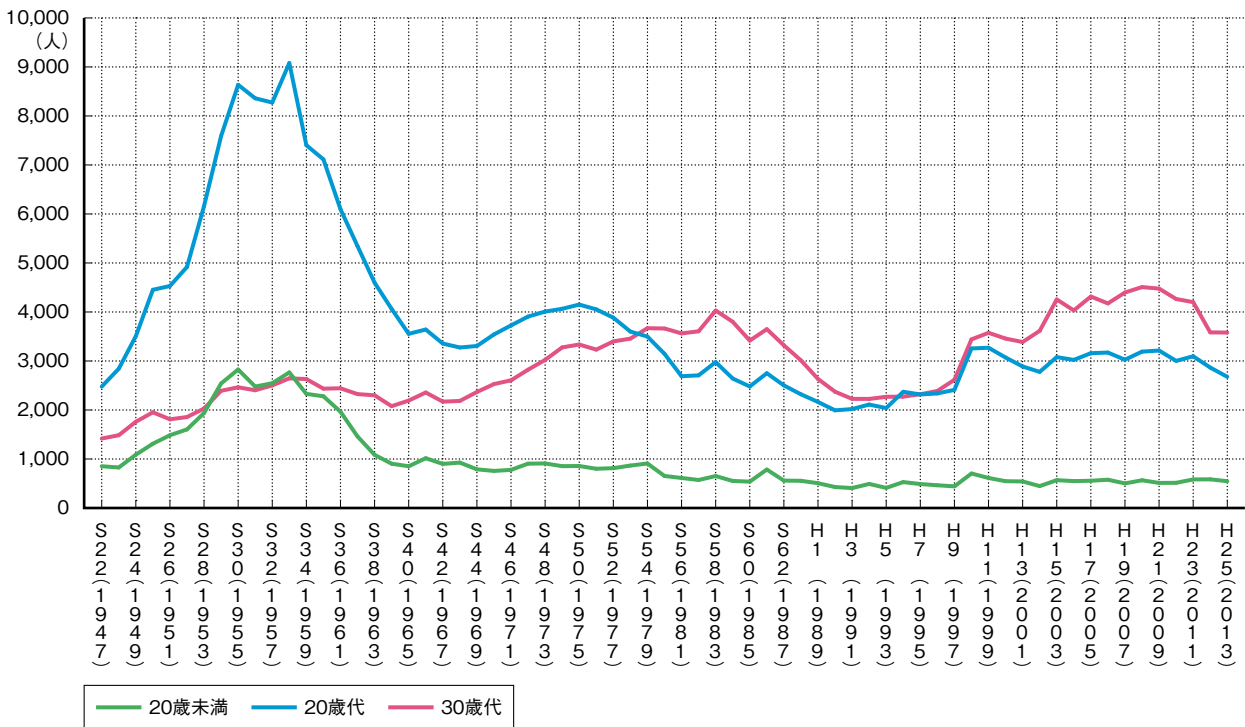
若年層の自殺者数は時代とともに大きな変動があった（第1-1図）。若年層の自殺者数は、昭和30年代前半をピークとして急激に増加した。20歳未満、20歳代、30歳代のそれぞれの年齢階級で自殺者数が増加しているが、特に、20歳代の自殺者数が大幅に増加した。さらに、全年齢の自殺者数のうち、若年層の占める割合も高かった。例えば、昭和33年をみると、20歳代の自殺者数は9,079人であり、全年齢の自殺者数に占める割合は38.4%に達している。なお、平成25年において20歳代の自殺者数が全年齢の自殺者数に占める割合は

10.3%である。20歳代の自殺者数が大幅に増加した理由として、戦前の価値観からの転換、社会経済の変化、戦時体験等が考えられる（3ページ参照）。この後、20歳代の自殺者数は昭和40年代前半にかけて急激に減少した。

一方、30歳代の自殺者数は昭和20年代前半から50年代後半にかけて漸次増加してきており、54年には、20歳代の自殺者数を超えた。

昭和50年代後半から、平成4年頃までは、20歳代、30歳代の自殺者数は減少していたが、9年から10年にかけて、全体の自殺者数が急激に増加する中で、20歳代、30歳代の自殺者数も増加した。

第1-1図 自殺者数の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」より内閣府作成

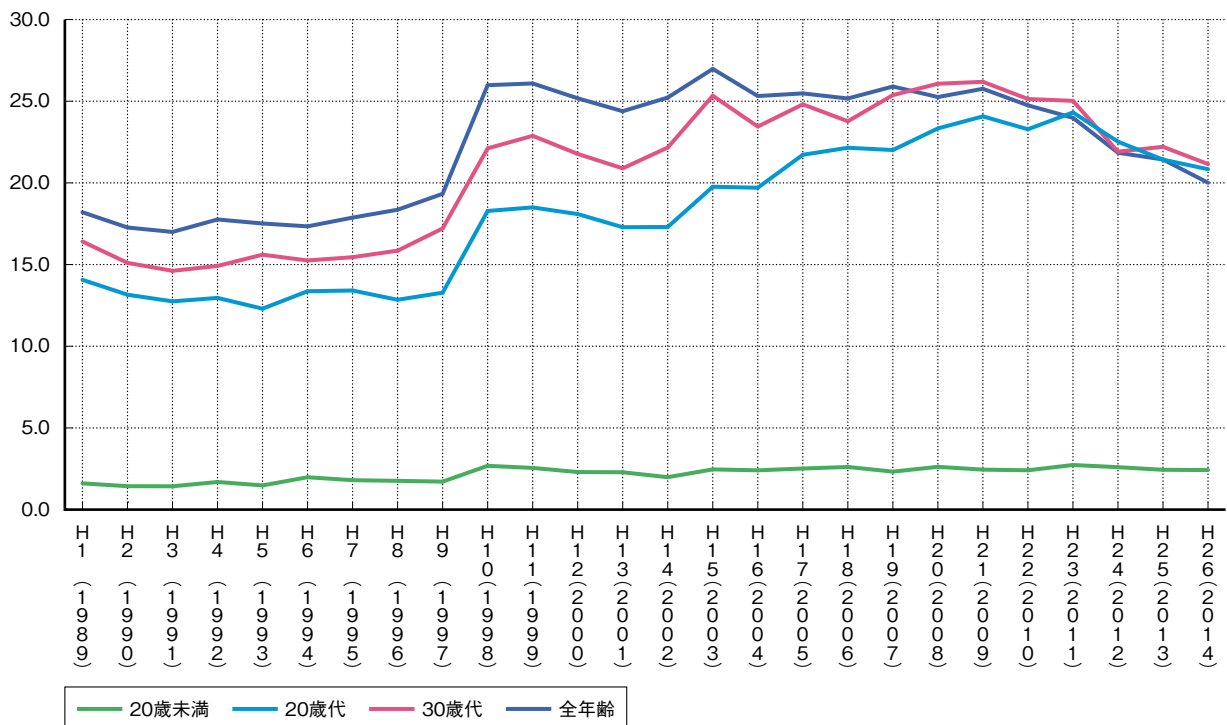
(2) 最近の若年層の自殺をめぐる状況

(若年層の自殺死亡率の動向)

平成10年以降、20歳代、30歳代の自殺死亡率は漸次上昇していたが、近年、全年齢の自殺死亡率が低下していく中で、20歳代及び30歳代の自殺死亡率も緩やかに低下している(第1-2図)。しかしながら、全年齢の自殺死亡率は平成26年において20.0であり、ピーク時からの減少率は25.9%である。それに対して、20歳代、30歳代の自殺死亡率は平成26年においてそれぞれ20.8、21.2であり、ピーク時からの減少率は、それぞれ14.4%、19.1%にとどまる。とりわけ20歳代において、自殺死亡率が十分に低下しているとはいえない(第1-3表)。

ク時からの減少率は25.9%である。それに対して、20歳代、30歳代の自殺死亡率は平成26年においてそれぞれ20.8、21.2であり、ピーク時からの減少率は、それぞれ14.4%、19.1%にとどまる。とりわけ20歳代において、自殺死亡率が十分に低下しているとはいえない(第1-3表)。

第1-2図 自殺死亡率の推移



資料：警察庁「自殺統計」、総務省「国勢調査」及び総務省「人口推計」より内閣府作成

第1-3表 ピーク時からの自殺死亡率の減少率

	ピーク時の自殺死亡率	平成26年の自殺死亡率	ピーク時からの減少率
全年齢	27.0 (平成15年)	20.0	25.9%
20歳代	24.3 (平成23年)	20.8	14.4%
30歳代	26.2 (平成21年)	21.2	19.1%

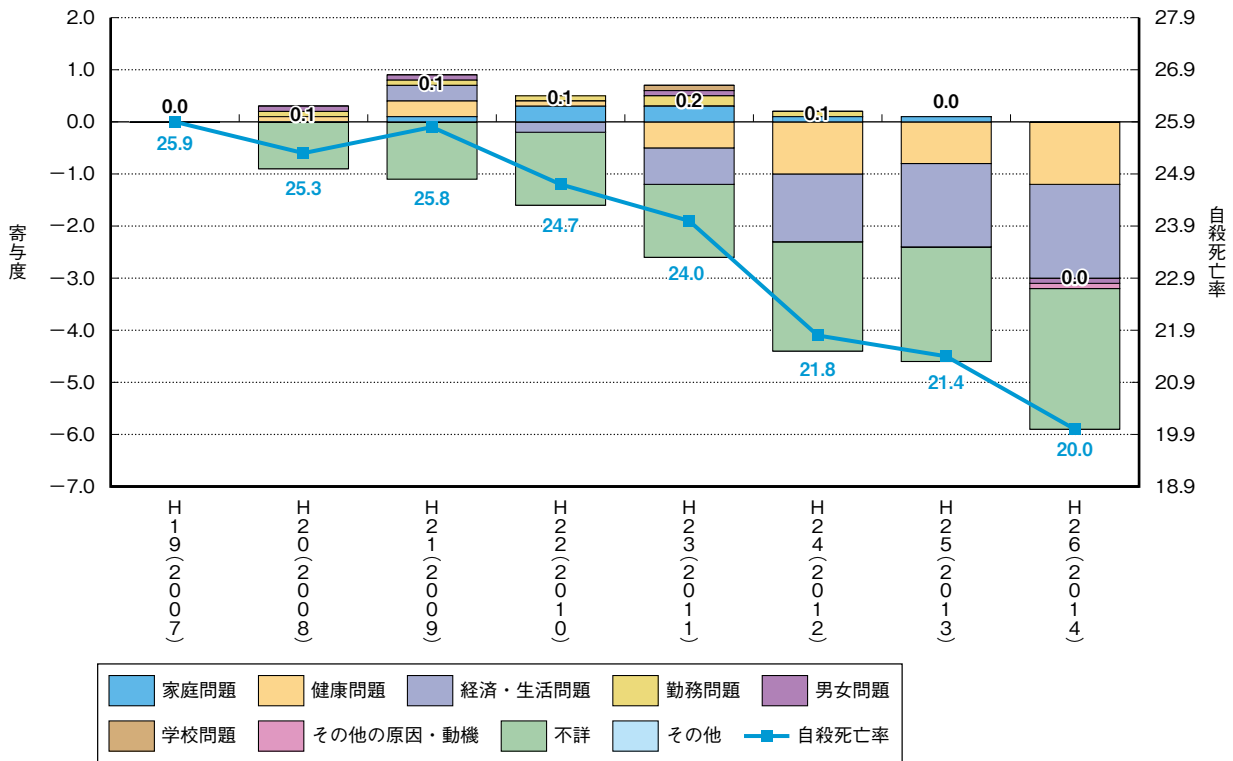
資料：警察庁「自殺統計」、総務省「国勢調査」及び総務省「人口推計」より内閣府作成

20歳未満の自殺死亡率は平成26年において2.4であり、平成10年以降大きく変動していない。

また、平成26年の40歳代、50歳代、60歳代以上の自殺死亡率は、それぞれ23.0、27.1、24.5であり、10年以降のピーク時からの減少率はそれぞれ32.9%、39.6%、39.8%である。

自殺死亡率の動向に関して、自殺統計が現行の形となった、平成19年以降の自殺の原因・動機³別の寄与⁴をみると、20歳代、30歳代と全年齢とで異なる傾向がみられる（第1-4～6図）。20歳代、30歳代共に「勤務問題」が一貫して自殺死亡率を引き上げており、特に20歳代に顕著な傾向としてみられる。

第1-4図 全年齢の平成19年との自殺死亡率差における自殺の原因・動機別寄与度

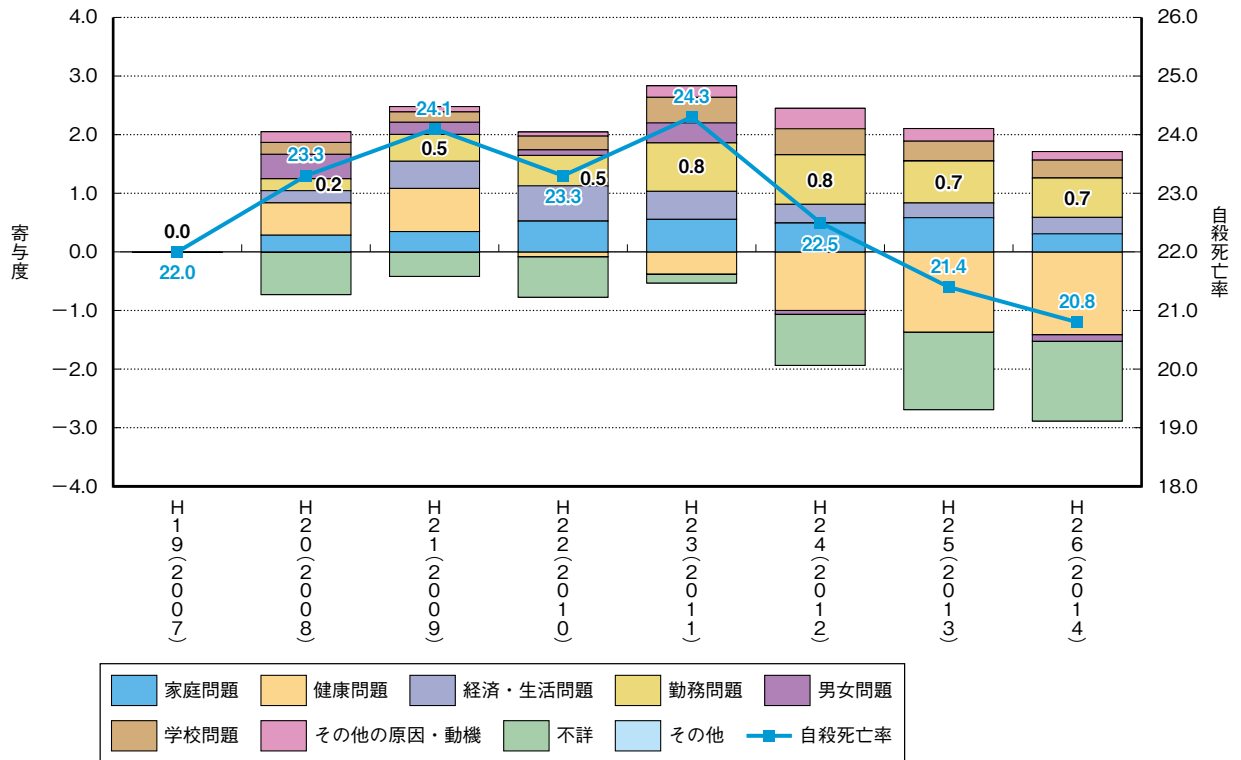


資料：警察庁「自殺統計」、総務省「人口推計」より内閣府作成

3 原因・動機の種類については、本節末尾（87ページ）記載の参考表を参照。

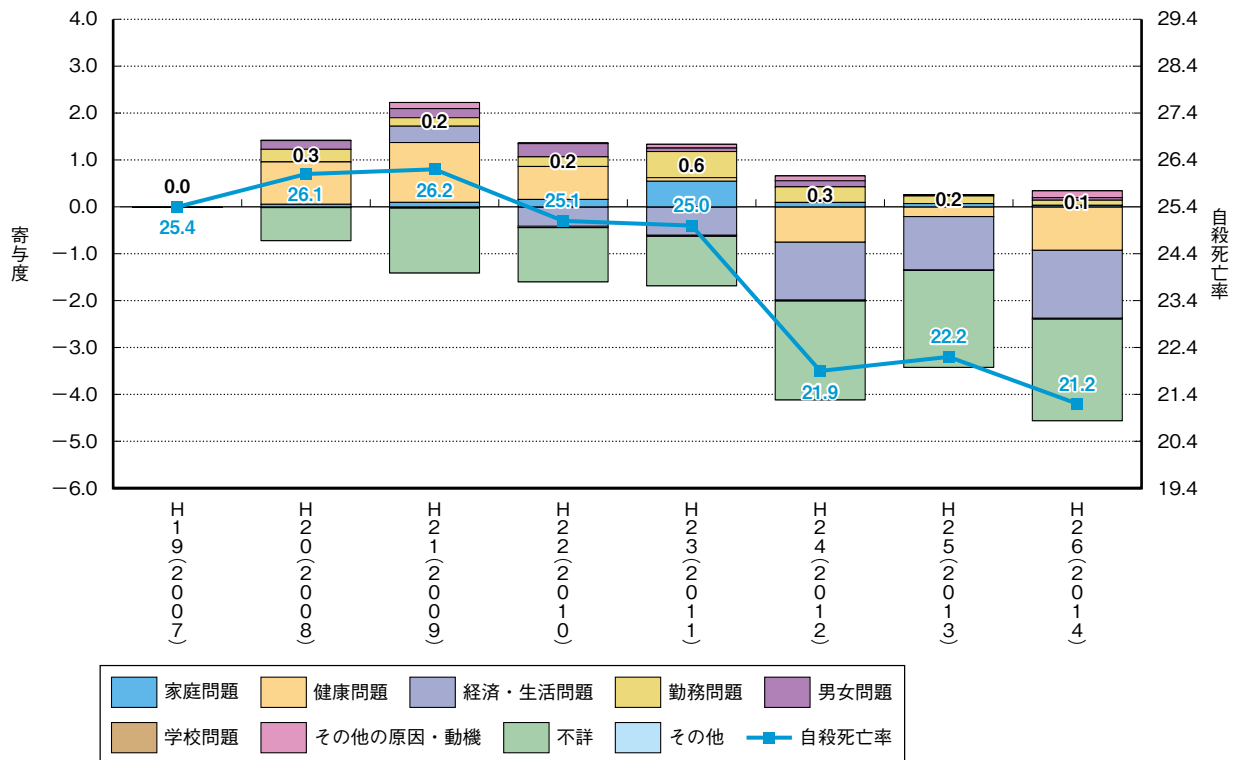
4 寄与度については、「平成25年度 我が国における自殺の概要及び自殺対策の実施状況（平成26年版自殺対策白書）」第1章第2節付録「1. 自殺死亡率の差の寄与度分解」参照。

第1-5図 20歳代の平成19年との自殺死亡率差における自殺の原因・動機別寄与度



資料：警察庁「自殺統計」、総務省「人口推計」より内閣府作成

第1-6図 30歳代の平成19年との自殺死亡率差における自殺の原因・動機別寄与度



資料：警察庁「自殺統計」、総務省「人口推計」より内閣府作成

(平成26年の若年層の自殺者数)

平成26年の若年層の男女別の自殺者数は男性4,690人、女性1,891人であり、男女比は71：29となる。全年齢の男女別自殺者数は男性1万7,219人、女性7,999人であり、その男女比は68：32となる。

年齢階級別にみると、20歳未満、20歳代、30歳代の自殺者数はそれぞれ536人、2,668人、3,377人である(第1-7表)。

原因・動機別にみると、20歳代、30歳代の

「健康問題」を原因・動機とする自殺者数はそれぞれ902人、1,426人である。20歳代、30歳代共に、「健康問題」は原因・動機の中で自殺者数が一番多くなっているが、全年齢と比べると、「健康問題」を原因・動機とする自殺者数の比率は低くなっている。また、「健康問題」を原因・動機とする自殺は、無職者が多く、次いで被雇用者・勤め人である(第1-8表)。

第1-7表 平成26年中の性別、年齢階級、原因・動機別の自殺者数(人)

	20歳未満	20歳代	30歳代	全年齢
男性自殺者数	373	1,934	2,383	17,219
女性自殺者数	163	734	994	7,999
男女合計自殺者数	536	2,668	3,377	25,218
原因・動機特定者	375	2,001	2,534	18,899
家庭問題	82	279	515	3,623
健康問題	103	902	1,426	12,854
経済・生活問題	16	395	556	4,098
勤務問題	20	438	505	2,214
男女問題	45	277	272	866
学校問題	167	200	4	372
その他	49	174	199	1,338
不詳	161	667	843	6,319

注：原因・動機は3つまで計上可能であるため、原因・動機の総和と原因・動機特定者の数は一致しない。

資料：警察庁「自殺統計」より内閣府作成

第1-8表 平成26年中の年齢階級、職業別の原因・動機別自殺者の数(人)

		原因・動機特定者								不詳
		家庭問題	健康問題	経済・生活問題	勤務問題	男女問題	学校問題	その他		
全年齢	自営業・家族従業者	1,392	272	706	775	136	34	0	71	443
	被雇用者・勤め人	5,329	1,055	2,363	1,272	1,892	507	3	352	1,792
	学生・生徒等	643	114	201	58	4	69	340	65	227
	無職者	11,420	2,163	9,539	1,942	179	246	28	832	3,616
	不詳	115	19	45	51	3	10	1	18	241
20歳未満	自営業・家族従業者	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	被雇用者・勤め人	38	4	7	5	17	10	1	4	17
	学生・生徒等	297	76	74	7	1	30	157	37	127
	無職者	40	2	22	4	2	5	9	8	16
	不詳	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20歳代	自営業・家族従業者	31	11	11	14	9	1	0	2	8
	被雇用者・勤め人	877	121	278	135	393	179	2	65	311
	学生・生徒等	330	37	117	49	3	35	179	28	96
	無職者	750	110	488	194	33	59	18	77	237
	不詳	13	0	8	3	0	3	1	2	15
30歳代	自営業・家族従業者	116	19	46	64	20	11	0	10	34
	被雇用者・勤め人	1,184	257	447	214	447	172	0	92	444
	学生・生徒等	13	0	7	2	0	3	4	0	3
	無職者	1,200	234	920	270	38	80	0	93	339
	不詳	21	5	6	6	0	6	0	4	23

資料：警察庁「自殺統計」より内閣府作成

20歳代、30歳代における「勤務問題」を原因・動機とする自殺者数はそれぞれ438人、505人である。全年齢と比べると、「勤務問題」を原因・動機とする自殺者数の比率は高くなっている。また、「勤務問題」を原因・動機とする自殺の多くは、被雇用者・勤め人が占めている。

「経済・生活問題」を原因・動機とする自殺者数は20歳代で395人、30歳代で556人である。20歳代、30歳代、全年齢の間で、「経済・生活問題」を原因・動機とする自殺者数の比率に大きな差はみられない。「経済・生活問題」を原因・動機とする自殺は、無職者、被雇用者・勤め人が多い。

20歳未満の原因・動機をみると、「学校問題」、「健康問題」、「家庭問題」の自殺が多い。いずれの原因・動機についても、学生・生徒等の自殺者が大半を占める。

ここでは、置かれた状況と動機の間をみ

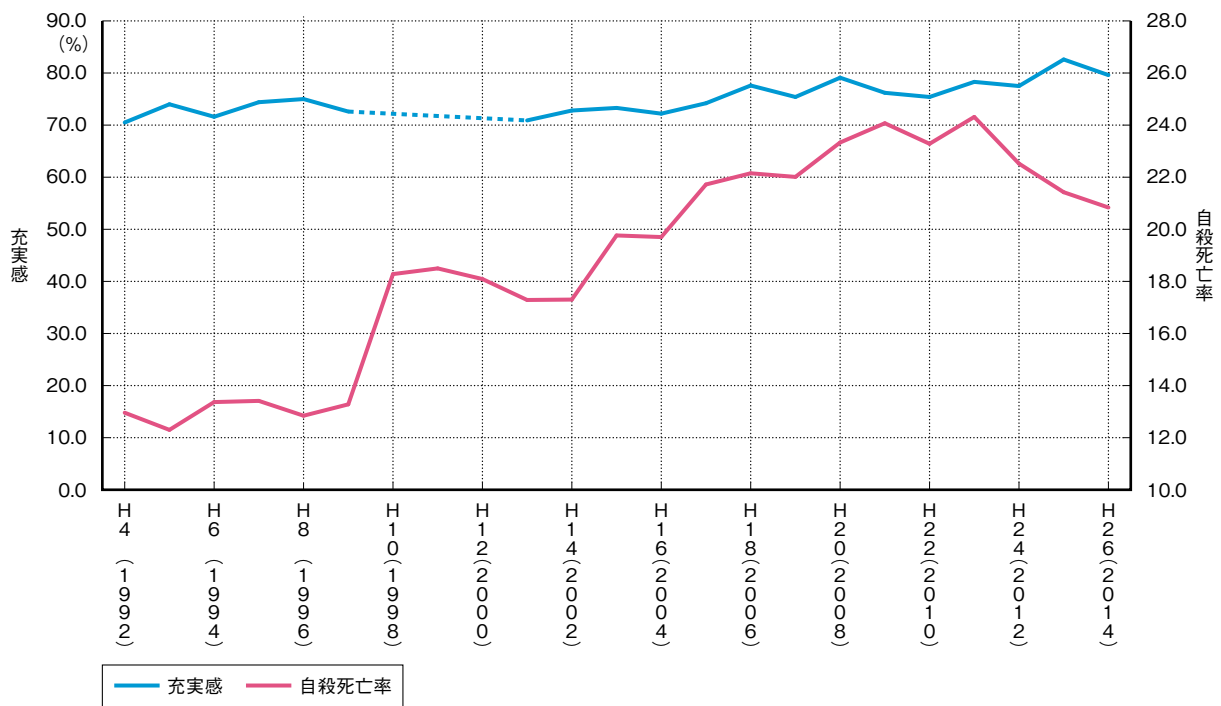
てきたが、次項以降で、改めて、有職者、無職者、学生・生徒等といった分類に基づき、自殺者をめぐる状況と対策の方向性を検討する。

(充実感と自殺死亡率)

内閣府の世論調査による若者の充実感⁵と自殺死亡率の関係をみると、20歳代、30歳代の自殺死亡率は、平成10年以降上昇してきたにもかかわらず、充実感を感じている者は減少しておらず、むしろ増加傾向にある（第1-9、10図）。このことは、生活の中で充実感を感じている若者が増えてはいるものの、一部の若者においては自殺に追い込まれる状況が強まっている可能性があったことがうかがわれる。

なお、ここ数年の傾向としては、若者の自殺死亡率が低下してきており、若者の充実感も上昇している中、若年層の自殺者をめぐる状況は改善しつつある可能性がある。

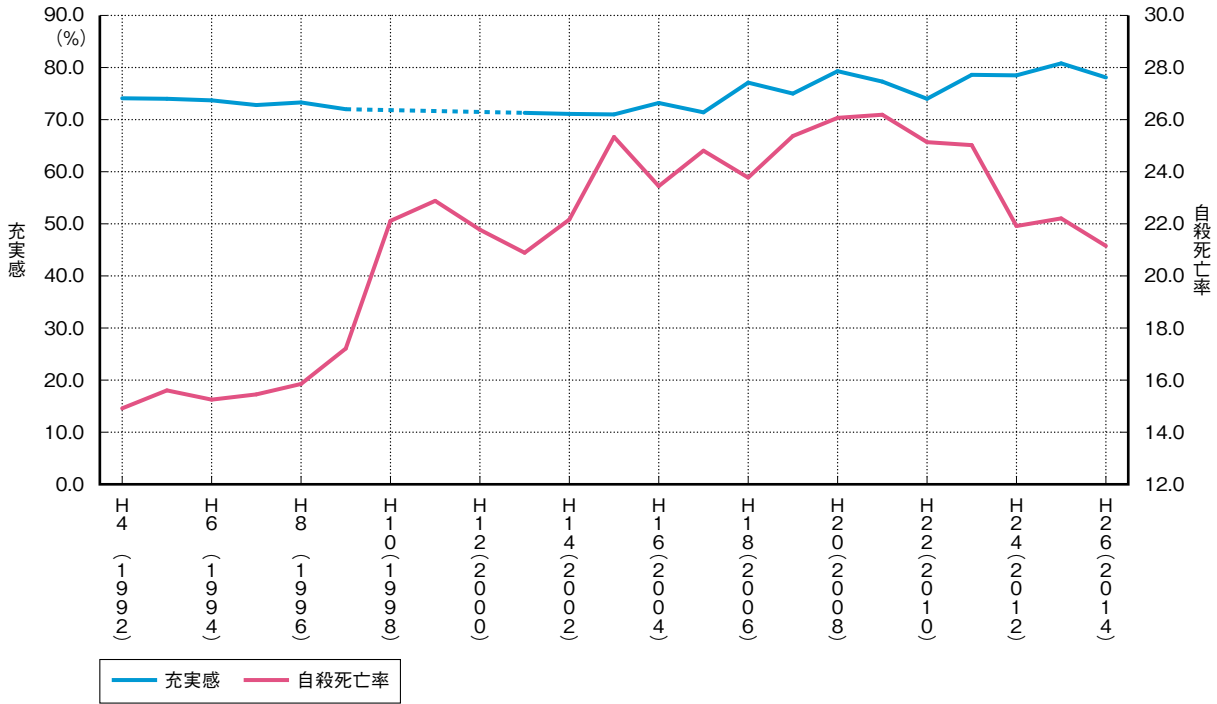
第1-9図 20歳代の充実感と自殺死亡率



資料：内閣府「国民生活に関する世論調査」、警察庁「自殺統計」、総務省「国勢調査」及び総務省「人口推計」より内閣府作成
注：平成10年、12年の充実感調査は実施されていないため点線表記となる。

5 国民生活に関する世論調査において、日頃の生活の中で、どの程度充実感を感じているかを調査しており、ここでは、当該調査項目に対し、「十分充実感を感じている」、「まあ充実感を感じている」と答えた者を「充実感を感じている者」としている。

第1-10図 30歳代の充実感と自殺死亡率



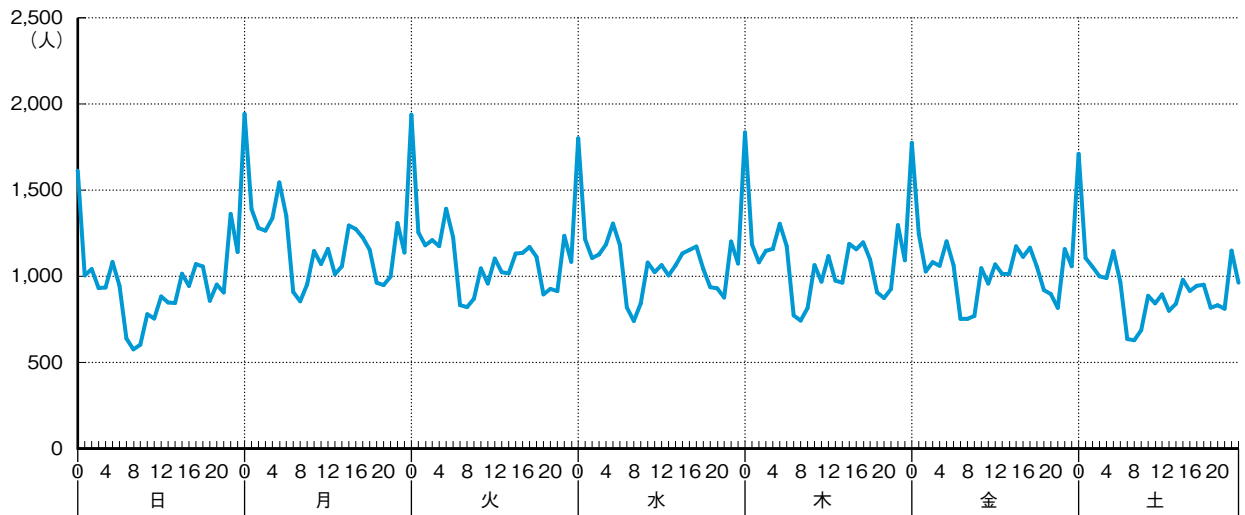
資料：内閣府「国民生活に関する世論調査」、警察庁「自殺統計」、総務省「国勢調査」及び総務省「人口推計」より内閣府作成
 注：平成10年、12年の充実感は調査が実施されていないため点線表記となる。

(3) 若年層が自殺に追い込まれやすい時間帯

昭和47年～平成25年の若年層の曜日、時間帯別の自殺者数をみると、男性の若年層の自殺者数は、全年齢と比較すると午前0時台にピークがみられる。一方、全年齢の場合、午

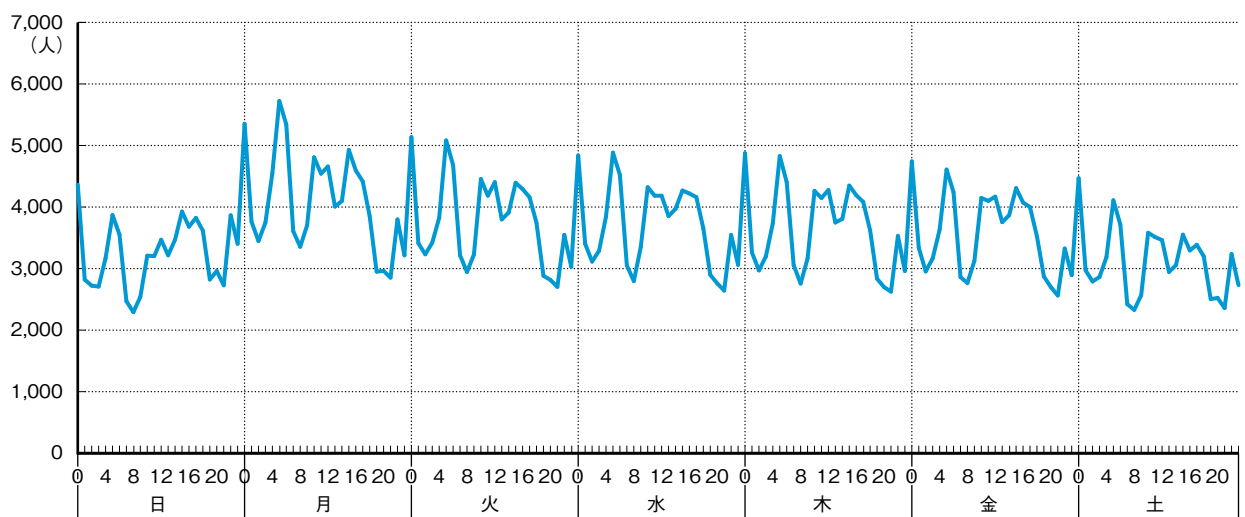
前0時に加え、明け方時の自殺者も多い（第1-11、12図）。曜日別の傾向では、若年層、全年齢共に、土曜日から日曜日にかけての午前0時前後の時間帯における自殺者数は、他の曜日の同じ時間帯に比べてやや少なくなっている。

第1-11図 40歳未満男性の曜日、時間帯別の自殺者数



資料：厚生労働省「人口動態調査」の調査票情報の独自集計

第1-12図 全年齢男性の曜日、時間帯別の自殺者数



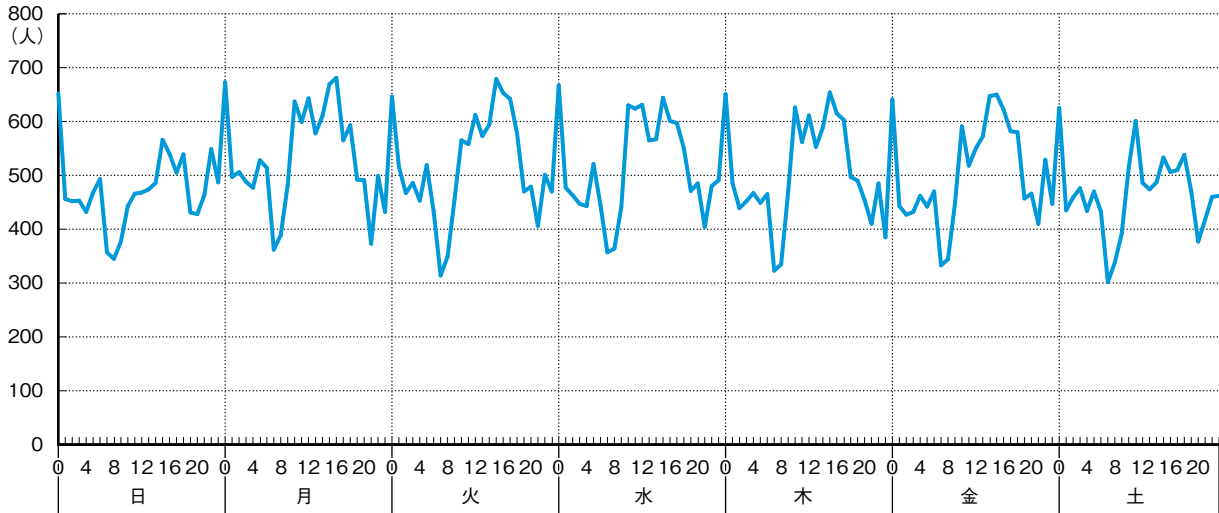
資料：厚生労働省「人口動態調査」の調査票情報の独自集計

女性に関しても、若年層の自殺者数は、男性の場合と同様、全年齢と比較して、午前0時台に多くなっている。なお、男性と比較して、女性の場合、日中における自殺者数が多くなっている（第1-13、14図）。

以上を踏まえると、理由については定か

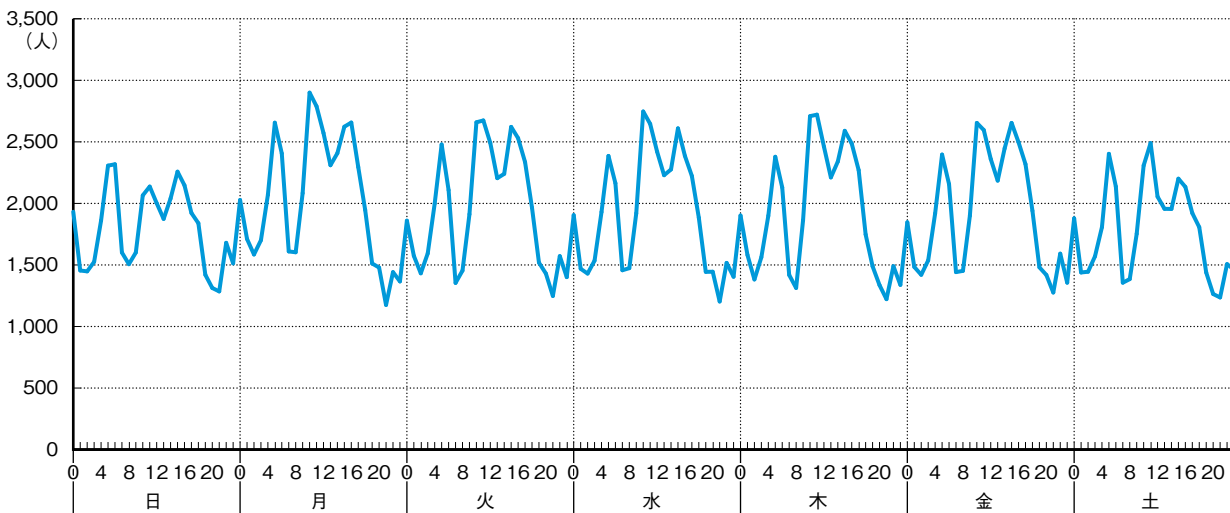
ではないものの⁶、午前0時頃など、若年層が自殺に追い込まれやすい時間帯が存在する可能性があり、このような時間帯を意識した対応が重要である。例えば、若年層の自殺に係る電話相談等の業務を深夜にまで延長し、若年層に周知を徹底することなどが考えられる。

第1-13図 40歳未満女性の曜日、時間帯別の自殺者数



資料：厚生労働省「人口動態調査」の調査票情報の独自集計

第1-14図 全年齢女性の曜日、時間帯別の自殺者数



資料：厚生労働省「人口動態調査」の調査票情報の独自集計

6 自殺の時間帯については、検案した医師による推定時刻に基づくデータであることなどを踏まえ、様々な角度からの検討が望まれる。

(4) 自殺未遂者への対応の重要性

自損行為の救急搬送率⁷は女性の若年層で高く（第1-15図）、自殺者における自殺未遂歴ありの比率をみても、女性の若年層で高くなっている（第1-16図）。例えば、30歳前後の女性においては、自殺者のほぼ二人に一人は過去に自殺未遂の経験がある。若い女性の自殺者の中には、過去に自殺未遂をし、再度の自殺を企図して、既遂に至ったケースもある。

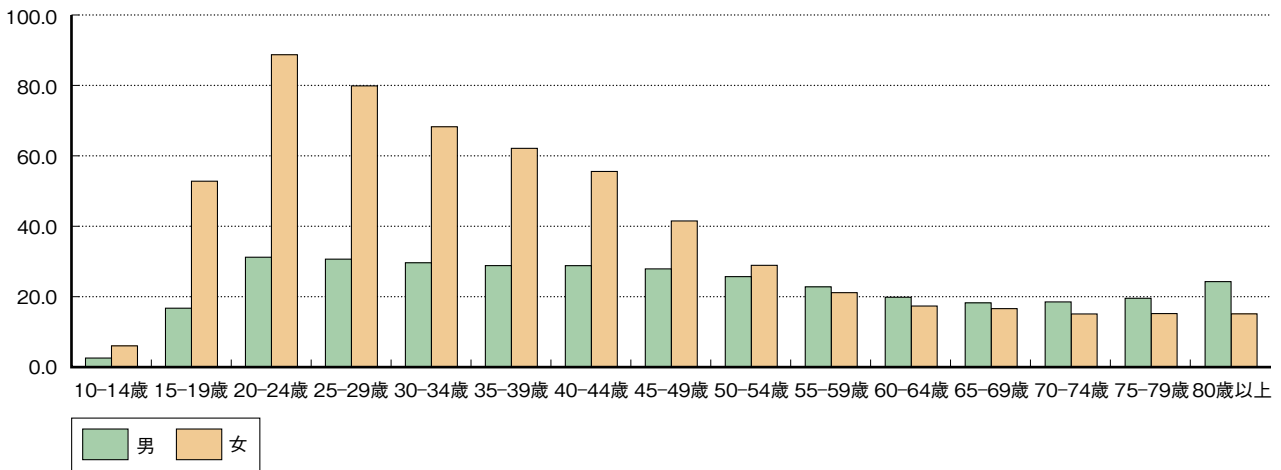
一方で、自損行為で救急搬送された際の医師の診断結果をみると、若年層は男性、女性

とも軽症の比率が高く、特に女性において、その比率が高くなっている（第1-17、18図）。

以上を踏まえると、とりわけ20歳代、30歳代の女性において、自傷を含め、自殺関連行動を示すものの死亡には至らず、軽症にとどまっている場合も多いことがうかがわれる。また、自殺が未遂にとどまった者は再度の自殺企図を企てる可能性もあり、自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐことは、20歳代、30歳代の女性への対策として重要と考えられる。

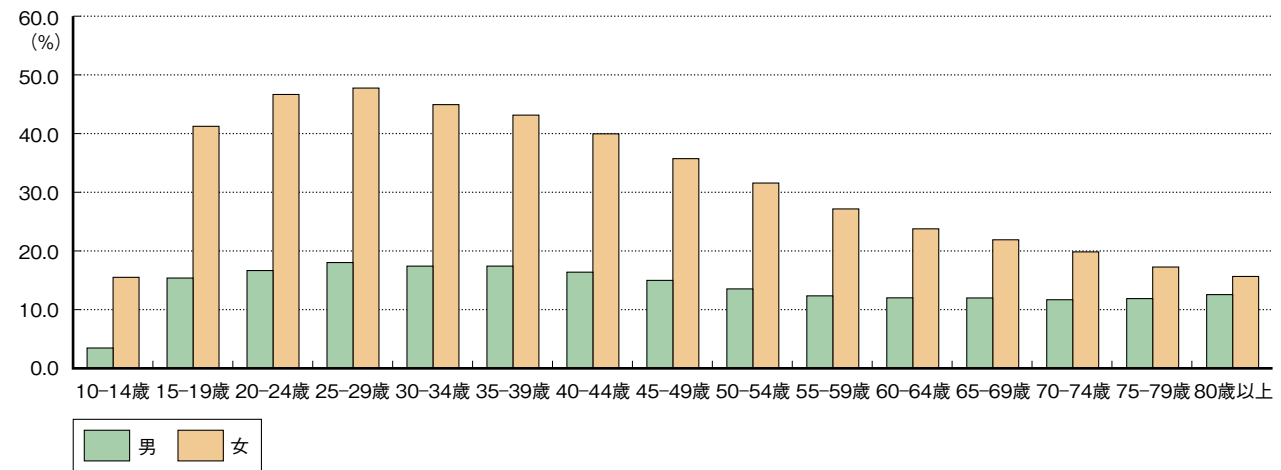
例えば、救急搬送された自殺未遂者に対して、カウンセリング等を行い、当該自殺未遂

第1-15図 自損行為による救急搬送率（人口10万人当たりの自損行為の搬送人員数）



資料：総務省「人口推計」、消防庁「救急搬送人員データ」の調査票情報の独自集計より内閣府作成

第1-16図 平成19~26年中の自殺未遂歴ありの比率

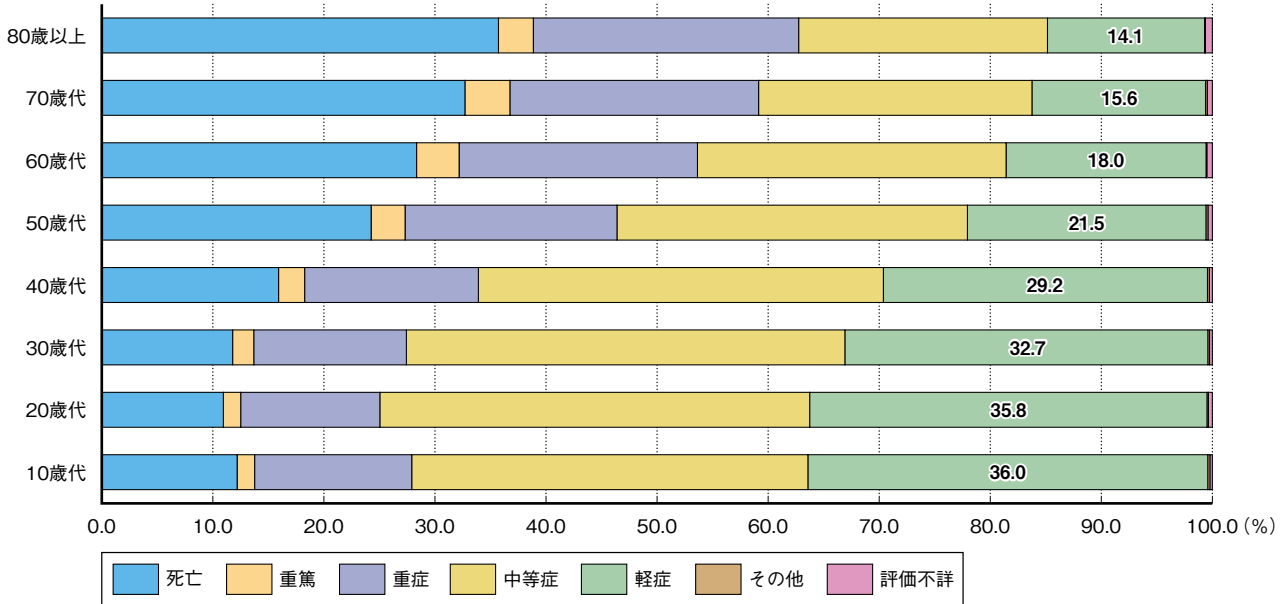


資料：警察庁「自殺統計」より内閣府作成

7 自損行為に関する分析は、平成19~24年の救急搬送人員データに基づく。

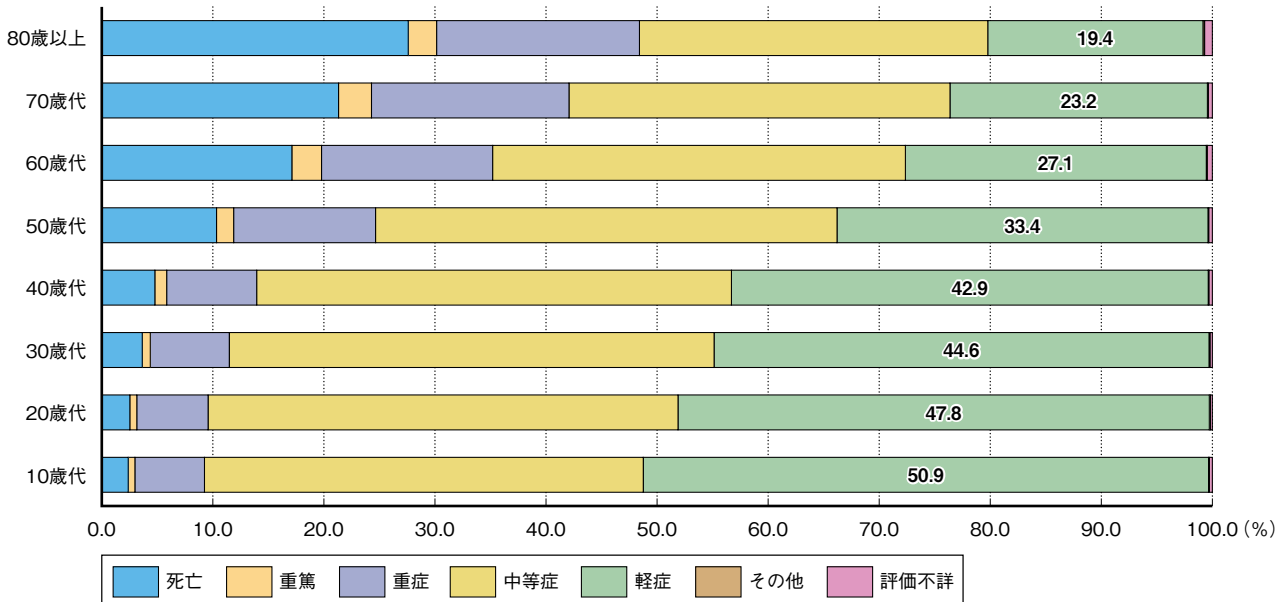
者の抱えている問題の解決のために支援団体や専門的な医療機関、行政等につないでいく等、生活に係る、きめ細やかな対応を行っていくことが重要であろう⁸。

第1-17図 男性の自損行為の搬送人員に対する初診医による重症度評価



資料：消防庁「救急搬送人員データ」の調査票情報の独自集計

第1-18図 女性の自損行為の搬送人員に対する初診医による重症度評価



資料：消防庁「救急搬送人員データ」の調査票情報の独自集計

8 若年層に限らず、自殺未遂者に対し支援する取組については、158ページコラム14及び160ページコラム15参照。